



平成18年6月1日

各 位

会社名 株式会社ベネフィット・ワン
代表者名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証第二部、ジャスダック)
問合せ先 取締役経営管理部長 管理担当
小 山 茂 和
(TEL. 03-4360-3159)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月25日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には網掛けを付しております。

記

【訂正前】

(下線が訂正部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の権利行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の権利行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(利益配当) 第30条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u>	(余剰金の配当の基準日) 第34条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>

<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付の義務を免れる。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
--	---

【訂正後】

(が訂正部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を <u>証明する</u>書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(利益配当)</p> <p>第30条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第34条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付の義務を免れる。</u></p> <p><u>未払の配当には、利息をつけない。</u></p>

以 上